令和3年第3回

三原市議会臨時会

議 案 説 明 書

財 政 課

令和3年度 三原市一般会計補正予算(第2号)の概要

1 補正予算

(単位: 千円)

						(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	区	分		補正前	補正額	補正後
_	般	会	計	47, 485, 500	167, 600	47, 653, 100
特	別	会	計	23, 013, 790		23, 013, 790
企	業	会	計	12, 570, 330		12, 570, 330
	_	計		83, 069, 620	167, 600	83, 237, 220

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

(A) 新型コロナウイルス感染症に関するもの

(157,600 千円)

① 総務費 新型コロナウイルス感染症対応事業費

80,100 千円 80,100 千円)

① 総務費 新型コロナウイルス感染症対応事業費 (飲食店臨時支援金支給事業・・・p. 6② 民生費 子育て世帯生活支援特別給付金事業費・・・p. 7

77,500 千円

(B) 国・県支出金の増に伴うもの

総務費 広域連携事業費・・・p. 3~5

(10,000 千円)

10,000 千円

支出科目	2款:総務費 1項:総務管理費 10目:地域振興費
長期総合計画	_
担当課	経営企画課
事業名	広域連携事業費

補正の理由 総務省の「令和3年度多様な広域連携促進事業」において、本市からの提案事業が採択となったため。

事業説明(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳					
<u> </u>	尹未其	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
補正前	558	0	0	0	0	558	
補正額	10, 000	10, 000	0	0	0	0	
補正後	10, 558	10, 000	0	0	0	558	

事業内容

総務省から提案募集のあった「令和3年度多様な広域連携促進事業」における対象事業のうち、「隣接 していない地方公共団体間の取組」として、本市と神奈川県湯河原町との連携基盤を活かし、デジタル技 術を活用した次の事業を実施する。

1 事業内容

- (1) 国勢調査及び住民基本台帳等のデータを活用し、小地域単位で「地域の未来予測」ができるツール開発を行う。※ツールのイメージはp.4, p.5のとおり
- (2) (1)を活用し、小・中学生、市内事業者、シニア世代などによるオンラインワークショップを通じて、観光、教育、産業、地域づくりなど様々な分野における遠隔自治体型の新たな広域連携の可能性について検討し、取組の方向性を提示する。
- 2 スケジュール
 - ・令和3年5月12日 総務省により採択結果の公表
 - ・令和3年5月中 総務省と三原市で委託契約の締結
 - ・令和3年6月~7月 本市と湯河原町の職員間でのオンラインミーティング・勉強会
 - ・令和3年8月~12月 オンラインワークショップ

小・中学生, 市内事業者, シニア世代など, 参加状況に応じて, 各3回程度開催

◆オンラインワークショップの例(小・中学生)◆

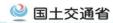
対象	回数	内容			
三原市の学生	三原市の学生 1回 ・自地域の強み・弱み,課題を把握 ・バックキャスティング手法により対策案を				
湯河原町の学生 1回		同上			
三原市の学生及び 湯河原町の学生	1回 合同開催	・強み・弱み,課題や対策案を紹介 ・遠隔自治体型での連携方策について検討 等			
Mいからりナエ		应而自由许主 C*/产业/从代 24 C 使的 守			

※バックキャスティングとは、未来の姿から逆算し、実現のための具体策を考える思考法

- ・令和3年12月 中間とりまとめ
- · 令和4年2月 最終報告

※開発するツールのイメージ

「i-都市再生」を活用した都市構造の可視化



都市構造可視化ウェブサイト

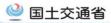
- ◆都市構造可視化はウェブサイトで公開中。
- ◆今すぐ、誰でも利用可能。 (https://mieruka.city)





日本都市計画学会誌2016.1特別号「これからの都市計画」巻頭見開き

都市構造可視化の特徴



都市構造可視化の特徴1

都市構造の歴史と将来(経年変化)を連続的に可視化

- ・市町村内の「小さなエリア※」ごとに人口や販売額等の分布を可視化
- ・過去から未来までの「経年変化」を地図上で可視化 → 都市構造を直感的に理解

糸島市の人口分布(1970-2050)



1970年



2010年



2050年

1970年 · 2010年:国勢調査(人口)、2050年:国土数値情報(人口予測)

※小さなエリア:地域メッシュ統計や小地域統計の単位等

都市構造可視化による都市構造の把握例

🥝 国土交通省

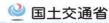
様々な分野の都市構造可視化と、その活用の例

- ◆空き家対策
 - ・空き家の空間分布の把握、地域の特性を活かした対策
- ◆耕作放棄地の課題
 - ・耕作放棄地の空間分布の把握、対策のあり方検討
- ◆公共施設の維持管理
 - ・公共施設の空間分布の把握、それを踏まえた維持計画の策定
- ◆福祉施設の立地誘導
 - ・近年急速に進んだ拡散状況の把握、課題の認識
- ◆人口と公共交通
 - ・公共交通の利用圏と人口や商業等との関係を把握

可視化による政策展開

◆多分野での可視化を進め、都市構造を踏まえた政策を展開

都市構造可視化の活用と今後の展開



都市構造可視化の活用方法

- ◆集約型の都市づくりに向けた施策の立案や検証のための基礎資料
- ◆様々な分野における官民協働や地域間連携、政策間連携を図るための 合意形成ツール

先行自治体での活用事例



- ◆都市構造可視化を活用し、都市計画の基本方針を改定
 - ・公共交通の将来像を都市計画マスタープランに位置づけ
 - ・スーパーや病院などの適正な配置や誘導など
 - ・将来のインフラの適正配置に向けた検討
- ◆関係機関協議(市町村と県など)の際に活用し、協議のプロセスを迅速化
- ◆幹部会議での活用により、都市政策の課題と方向性を部局を超えて共有
- ◆複数市町村の職員が集まり、広域連携をテーマにまちづくり勉強会を実施

₹

今後の展開

◆都市構造可視化を活用し、地域の特性を活かした持続的なまちづくりを推進

支出科目	2款:総務費 1項:総務管理費 19目:新型コロナウイルス感染症対応事業費
長期総合計画	
担当課	商工振興課
事業名	新型コロナウイルス感染症対応事業費

補正の理由 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出・移動自粛により,売上げ減少等の影響を受けた 飲食店に対し,支援金を支給することで,事業者の事業継続を図るため。

事業説明 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳					
	尹未其	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
7	補正前	0	0	0	0	0	0
7	補正額	80, 100		0	0	0	80, 100
7	補正後	80, 100	0	0	0	0	80, 100

事業内容

飲食店臨時支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市独自の「警戒宣言」、「会合等の自粛要請」の発出及び県の「新型コロナ感染拡大防止集中対策」によって外出・移動が自粛されたことで、特に売上げ減少等の影響を受けた飲食店に対し、臨時的に支援金を支給する。

【対象事業者】

市内の飲食店を経営する法人又は個人

【支援額】

1事業者当たり200千円

【要件】

- ・市内に本社及び店舗があること
- ・中小企業基本法に規定する中小企業者・小規模事業者(個人事業主を含む。)であること
- ・食品衛生法及び広島県の食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例に規定する飲食店営業許可 (1類又は3類) 又は喫茶店営業許可(1類) を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けてい ること
- ・県の「頑張る飲食店応援金」を受給していること又は令和3年4月若しくは5月のいずれかの月の売上げが対前年同月比若しくは対前々年同月比で30%以上減少していること
- ・県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいること

【申請受付期間】

令和3年5月31日から令和3年7月16日まで(予定)

【補足説明】

5月16日から国の「緊急事態宣言」に広島県が追加されたことにより、県が飲食店等への営業時間の短縮や休業要請に伴う協力支援金(対象期間5月16日から6月1日)を支給することとしているが、本事業については、市独自で市内事業者を救済するため、特に売上げ減少等の影響が大きいと考えられる5月15日以前の経営支援を目的に実施する。

支出科目	3款:民生費 2項:児童福祉費 1目:児童福祉総務費
長期総合計画	4-1-2 子ども・子育て支援の充実
担当課	子育て支援課
事業名	子育て世帯生活支援特別給付金事業費

補正の理由 低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分) を支給するため。

事業説明 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳					
卢 ガ		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
補正前	65, 500	65, 500	0	0	0	0	
補正額	77, 500	77, 500	0	0	0	0	
補正後	143, 000	143, 000	0	0	0	0	

事業内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1) 対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給し、令和3年度の住民税均等割が非課税である人
- ② ①のほか、対象児童の養育者であって、令和3年度の住民税均等割が非課税である人
- ③ ①のほか、対象児童の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど令和3年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人
- (2) 対象児童 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童 (一定以上の障害がある児童は20歳未満) ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする。
- (3) 支給額 児童1人につき50,000円
- (4) 支給時期 ①:6月29日……申請不要②③:7月以降…申請が必要
- (5) 対象世帯数及び対象児童数見込み 900世帯,児童数 1,500人(国が示した算式による)